

## 5月企画運営委員会次第

日 時 平成24年5月17日(木)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

### 開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 今後の神奈川県保育会の活動組織について
  - (2) 全国保育研究大会における全国保育協議会会長表彰の推薦について
  - (3) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
  - (4) 新任保育士研修会の開催について
  - (5) 保育園利用者相談室研修会の開催について
  - (6) 平成24年度～27年度全国保育研究大会の共通研究テーマ及びブロック別分科会意見発表分担について
  - (7) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

### 閉 会

※6月企画運営委員会（予定）

平成24年6月13日(水)15:00～ 県社会福祉会館2階第1会議室

# 一般社団法人神奈川県保育会活動組織（案）

## I 神奈川県保育会

- 民間保育部会（民間園長会）
- 公立保育部会（公立園長会）
- 青年部会
- 保育士部会

## II 企画運営委員会（地区代表委員会）

- 企画運営委員会（全体会）
- 企画運営委員会（個別委員会）
  - ・総務委員会
  - ・予算対策委員会
  - ・研修委員会
  - ・広報委員会
  - ・調査研究委員会

## III 専門分野別委員会

- ・表彰選考委員会
- ・食育推進委員会
- ・公立運営委員会
- ・相談対応委員会（保育園利用者相談室）

### ※企画運営委員会開催日の会議スケジュール(案)

- 11:00～ 正副理事長・理事会議(案件によって理事会開催)
- 13:00～ 民間保育部会  
公立保育部会(午前中から開催)
- 15:00～ 企画運営委員会
- 終了後 適宜IIの各個別委員会

## 神奈川県保育会会議開催結果報告書(案)

1 委員会等名称

\_\_\_\_\_

2 開催日時

平成 年 月 日( ) : ~ :

3 出席者名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4 会議結果の概要

所属部	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX
理事長	大原保育園	萩原 敬三	259-1132	伊勢原市桜台 1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441
	(送付先) 大原福祉会	理事長	259-1132	伊勢原市桜台 1-15-27 Mビル5F	0463-95-0046	0463-93-0813
副理事長	総務・事業 長井婦人会保育園	宮田 丈乃	238-0316	横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112
	組織・渉外 五反田保育園	伊澤 昭治	252-0815	藤沢市石川 646-22	0466-87-8764	0466-87-8756
総務 委員会	委員長 中海岸保育園	岩澤 貞之	253-0055	茅ヶ崎市中海岸 1-2-42	0467-59-1530	0467-55-9525
	副委員長 オレンジ	富田 知敬	247-0051	鎌倉市岩瀬 1304	0467-44-5821	0467-44-5823
	副委員長 綾南保育園	武藤 初美	252-1114	綾瀬市上土棚南 1-4-17	0467-76-0030	0467-76-0072
予算対策 委員会	委員長 長岡保育園	高木 睦子	239-0842	横須賀市長沢 1-25-8	046-848-0147	046-848-0022
	副委員長 初声保育園	川名 克美	238-0115	三浦市初声町高円坊 395-1	046-888-2651	046-888-6742
	委員 清心保育園	伊福部 帥	247-0056	鎌倉市大船 6-5-53	0467-44-7855	0467-44-7698
研修 委員会	委員長 つぼみ保育園	三崎 たずゑ	252-1107	綾瀬市深谷中 5-20-48	0467-78-0641	0467-79-2908
	副委員長 岡田保育園	藤田 理恵	243-0021	厚木市岡田 1-7-8	046-228-6480	046-229-7248
	副委員長 森崎保育園	長谷川 眞由美	238-0023	横須賀市森崎 3-8-1	046-836-6871	046-836-6871
	委員 大船保育園	鈴木 恵子	247-0056	鎌倉市大船 2-10-24	0467-44-6291	0467-44-6291
	委員 桜山保育園	金子 ゆり子	249-0005	逗子市桜山 1-15-2	046-873-7222	046-873-7279
	委員 金田保育園	石山 みよ子	259-1216	平塚市入野 112-3	0463-31-1523	0463-31-1523
	委員 豊川保育園	山岡 壽江	250-0862	小田原市成田 654-5	0465-36-4754	0465-36-4754
	委員 渋沢保育園	府川 宏子	259-1322	秦野市渋沢 2-42-1	0463-87-2414	0463-87-2414
	委員 仙石原保育園	土屋 あつみ	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原 981	0460-84-8386	0460-85-2301
	委員 ひばりが丘保育園	石井 桂子	252-0003	座間市ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	046-255-6714
	委員 比々多保育園	高橋 直子	259-1104	伊勢原市坪ノ内 80-1	0463-93-1390	0463-95-4448
	広報 委員会	委員長 やまゆり保育園	山本 昇	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810
副委員長 和順保育園		渡部 俊賢	239-0831	横須賀市久里浜 2-19-14	046-835-6556	046-834-9078
副委員長 小和田保育園		中茎 ケイ子	253-0022	茅ヶ崎市松波 1-8-4	0467-82-8571	0467-82-8571
委員 愛・八幡保育園		永瀬 輝美	254-0014	平塚市四之宮 2-14-3	0463-20-2080	0463-20-2084
委員 百合が丘保育園		石井 由美子	259-0133	中郡二宮町百合が丘 3-63	0463-71-9657	0463-71-9657
委員 若草保育園		叶 秀子	242-0005	大和市西鶴間 8-4-20	046-276-1050	046-273-1114
委員 林台保育園		高橋 仁史	259-1113	伊勢原市粟窪 210-1	0463-93-1007	0463-92-0976
委員 一之宮愛児園		岡本 政江	253-0111	高座郡寒川町一之宮 8-3-1	0467-75-0729	0467-75-3796
委員 城山乳児園		遠藤 文子	250-0045	小田原市城山 2-1-5	0465-34-3227	0465-34-0469
調査研究 委員会	委員長 真土すばる保育園	真壁 洋道	254-0019	平塚市西真土 3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151
	副委員長 山王保育園	都築 顕道	250-0003	小田原市東町 1-30-30	0465-34-0380	0465-35-4911
	副委員長 座間保育園	渡邊 廸子	228-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419
	委員 藤沢保育園	瀬戸 富美江	251-0025	藤沢市鶴沼石上 1-11-5	0466-22-6889	0466-22-6852
	委員 華綾保育園	横山 由美子	250-0127	南足柄市大雄町 1058	0465-74-4848	0465-72-2248
	委員 酒田みずのべ保育園	露木 睦	258-0021	足柄下郡開成町吉田島 4198	0465-85-0305	0465-85-0306
	委員 柏ヶ谷保育園	萩原 小百合	243-0401	海老名市東柏ヶ谷 2-14-6	046-231-0103	046-231-0103
	委員 もみじ保育所	成田 美奈子	243-0005	厚木市松枝 1-1-3	046-225-2258	046-224-5552
	委員 中津保育園	林 綾子	243-0303	愛甲郡愛川町中津 544	046-285-0084	046-286-7986
	委員 三和保育園	松本 美津江	238-0015	横須賀市田戸台 26	046-822-0479	046-822-0471

所属部	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX	
表彰選考委員会	委員長	二宮保育園	相馬 宣正	259-0123 中郡二宮町二宮 1049	0463-71-0045	0463-73-4049	
	委員	大楠愛児園	佐藤 蘭子	240-0104 横須賀市芦名 1-31-17	046-856-0155	046-856-0495	
	委員						
食育推進委員会	委員	金目保育園	酒井 かず子	259-1207 平塚市北金目 2-9-24	0463-58-1882	0463-58-1917	
	委員	双葉保育園	横地 みどり	249-0001 逗子市久木 2-7-2	046-871-2793	046-871-5089	
	委員	十間坂保育園	坂巻 清	253-0045 茅ヶ崎市十間坂 2-2-13	0467-87-1256	0467-58-9141	
	委員						
	委員						
公立運営委員会	委員長	藤沢保育園	瀬戸 富美江	251-0025 藤沢市鶴沼石上 1-11-5	0466-22-6889	0466-22-6852	
	副委員長	小和田保育園	中茎 ケイ子	253-0022 茅ヶ崎市松波 1-8-4	0467-82-8571	0467-82-8571	
	委員	森崎保育園	長谷川 真由美	238-0023 横須賀市森崎 3-8-1	046-836-6871	046-836-6871	
	委員	大船保育園	鈴木 恵子	247-0056 鎌倉市大船 2-10-24	0467-44-6291	0467-44-6291	
	委員	金田保育園	石山 みよ子	259-1216 平塚市入野 112-3	0463-31-1523	0463-31-1523	
	委員	豊川保育園	山岡 壽江	250-0862 小田原市成田 654-5	0465-36-4754	0465-36-4754	
	委員	渋沢保育園	府川 宏子	259-1322 秦野市渋沢 2-42-1	0463-87-2414	0463-87-2414	
	委員	百合が丘保育園	石井 由美子	259-0133 中郡二宮町百合が丘 3-63	0463-71-9657	0463-71-9657	
	委員	仙石原保育園	土屋 あつみ	250-0631 足柄下郡箱根町仙石原 981	0460-84-8386	0460-85-2301	
	委員	もみじ保育所	成田 美奈子	243-0005 厚木市松枝 1-1-3	046-225-2258	046-224-5552	
	委員	若草保育園	叶 秀子	242-0005 大和市西鶴間 8-4-20	046-276-1050	046-273-1114	
	委員	柏ヶ谷保育園	萩原 小百合	243-0401 海老名市東柏ヶ谷 2-14-6	046-231-0103	046-231-0103	
	委員	ひばりが丘保育園	石井 桂子	252-0003 座間市ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	046-255-6714	
	委員	綾南保育園	武藤 初美	252-1114 綾瀬市上土棚南 1-4-17	0467-76-0030	0467-76-0072	
	委員	中津保育園	林 綾子	243-0303 愛甲郡愛川町中津 544	046-285-0084	046-286-7986	
	専門委員	南足柄保育園	佐藤 はま子	250-0126 南足柄市狩野 125-1	0465-73-2515	0465-72-0988	
	相談対応委員会	第三者委員	元田園調布学園大学副学長	小林 育子	225-0014 横浜市青葉区荏田西5-5-1 B314	045-911-6630	045-911-6630
		第三者委員	社会福祉法人幸保園理事長	草光 純二	242-0002 大和市つきみ野 6-3-32	046-272-5012	046-272-5012
		第三者委員	県民生委員児童委員協議会理事	祖父江 照男	250-0116 南足柄市三竹 619-36	0465-74-9779	0465-74-9779
第三者委員		神奈川県保育会副理事長	宮田 丈乃	238-0316 横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112	
第三者委員		松林保育園理事長	小川 晃	253-0012 茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	
運営委員長		五反田保育園	伊澤 昭治	252-0815 藤沢市石川 646-22	0466-87-8764	0466-87-8756	
運営委員		久野保育園	近藤 正浩	250-0055 小田原市久野 1550	0465-35-2253	0465-32-0245	
運営委員		岡田保育園	藤田 理恵	243-0021 厚木市岡田 1-7-8	046-228-6480	046-229-7248	
運営委員		和順保育園	渡部 俊賢	239-0831 横須賀市久里浜 2-19-14	046-835-6556	046-834-9078	
運営委員		相武台保育園	滝沢 紀美子	252-0011 座間市相武台3-4770-4	046-253-2523	046-253-0943	
青年部会	部長	山王保育園	都築 顕道	250-0003 小田原市東町 1-30-30	0465-34-0380	0465-35-4911	
	副部長	オランジェ	富田 知敬	247-0051 鎌倉市岩瀬 1304	0467-44-5821	0467-44-5823	
保育士会	会長	城山乳児園	遠藤 文子	250-0045 小田原市城山 2-1-5	0465-34-3227	0465-34-0469	
	副会長	三和保育園	松本 美津江	238-0015 横須賀市田戸台 26	046-822-0479	046-822-0471	
	副会長	比々多保育園	高橋 直子	259-1104 伊勢原市坪ノ内 80-1	0463-93-1390	0463-95-4448	
顧問		上府中保育園	都築 融光	250-0215 小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	
相談役		岩瀬保育園	富田 英雄	247-0051 鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	
監事		松林保育園	小川 晃	253-0012 茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	
		ふくざわ保育園	石野 美保子	250-0111 南足柄市竹松 636	0465-74-6573	0465-74-7052	

	地区	公私	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX	備考
1	伊勢原	私	大原保育園	萩原 敬三	259-1132	伊勢原市桜台 1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441	理事長
2	横須賀	私	長井婦人会保育園	宮田 丈乃	238-0316	横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112	副理事長
3	横須賀	私	長岡保育園	高木 睦子	239-0842	横須賀市長沢 1-25-8	046-848-0147	046-848-0022	理事・予算対策委員長
4	横須賀	公	森崎保育園	長谷川真由美	238-0023	横須賀市森崎 3-8-1	046-836-6871	046-836-6871	研修副委員長
5	横須賀	私	和順保育園	渡部 俊賢	239-0831	横須賀市久里浜 2-19-14	046-835-6556	046-834-9078	理事・広報副委員長 相談室運営委員
6	鎌倉	私	清心保育園	伊福部 帥	247-0056	鎌倉市大船 6-5-53	0467-44-7855	0467-44-7698	予算対策
7	鎌倉	私	オランジェ	冨田 知敬	247-0051	鎌倉市岩瀬 1304	0467-44-5821	0467-44-5823	理事・総務副委員長 青年部副部長
8	鎌倉	公	大船保育園	鈴木 恵子	247-0056	鎌倉市大船 2-10-24	0467-44-6291	0467-44-6291	研修
9	藤沢	私	五反田保育園	伊澤 昭治	252-0815	藤沢市石川 646-22	0466-87-8764	0466-87-8756	副理事長・保育園利用者 相談室運営委員長
10	藤沢	公	藤沢保育園	瀬戸 富美江	251-0025	藤沢市鶴沼石上 1-11-5	0466-22-6889	0466-22-6852	公立委員長・調査研究
11	茅ヶ崎	私	中海岸保育園	岩澤 貞之	253-0055	茅ヶ崎市中海岸 1-2-42	0467-59-1530	0467-55-9525	理事・総務委員長
12	茅ヶ崎	公	小和田保育園	中茎 ケイ子	253-0022	茅ヶ崎市松波 1-8-4	0467-82-8571	0467-82-8571	広報副委員長
13	逗子	私	桜山保育園	金子 ゆり子	249-0005	逗子市桜山 1-15-2	046-873-7222	046-873-7279	研修
14	三浦	私	初声保育園	川名 克美	238-0115	三浦市初声町高円坊 395-1	046-888-2651	046-888-6742	予算対策副委員長
15	平塚	私	真土すばる保育園	真壁 洋道	254-0019	平塚市西真土 3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151	理事・調査研究委員長
16	平塚	私	愛・八幡保育園	永瀬 輝美	254-0014	平塚市四之宮 2-14-3	0463-20-2080	0463-20-2084	広報
17	平塚	公	金田保育園	石山 みよ子	259-1216	平塚市入野 112-3	0463-31-1523	0463-31-1523	研修
18	小田原	私	山王保育園	都築 顕道	250-0003	小田原市東町 1-30-30	0465-34-0380	0465-35-4911	理事・青年部長 調査研究副委員長
19	小田原	公	豊川保育園	山岡 壽江	250-0862	小田原市成田 654-5	0465-36-4754	0465-36-4754	研修
20	秦野	私	やまゆり保育園	山本 昇	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810	0463-88-3117	理事・広報委員長
21	秦野	公	渋沢保育園	府川 宏子	259-1322	秦野市渋沢 2-42-1	0463-87-2414	0463-87-2414	研修
22	南足柄	私	華綾保育園	横山 由美子	250-0127	南足柄市大雄町 1058	0465-74-4848	0465-72-2248	調査研究
23	中郡	公	百合が丘保育園	石井 由美子	259-0133	中郡二宮町百合が丘 3-63	0463-71-9657	0463-71-9657	広報
24	足柄上郡	私	酒田みずのべ保育園	露木 睦	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 4198	0465-85-0305	0465-85-0306	調査研究
25	足柄下郡	公	仙石原保育園	土屋 あつみ	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原 981	0460-84-8386	0460-85-2301	研修
26	厚木	私	岡田保育園	藤田 理恵	243-0021	厚木市岡田 1-7-8	046-228-6480	046-229-7248	理事・研修副委員長 相談室運営委員
27	厚木	公	もみじ保育所	成田 美奈子	243-0005	厚木市松枝 1-1-3	046-225-2258	046-224-5552	調査研究
28	大和	公	若草保育園	叶 秀子	242-0005	大和市西鶴間 8-4-20	046-276-1050	046-273-1114	広報
29	伊勢原	私	林台保育園	高橋 仁史	259-1113	伊勢原市栗窪 210-1	0463-93-1007	0463-92-0976	広報
30	海老名	公	柏ヶ谷保育園	萩原 小百合	243-0401	海老名市東柏ヶ谷 2-14-6	046-231-0103	046-231-0103	調査研究
31	座間	私	座間保育園	渡邊 迪子	228-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419	調査研究副委員長
32	座間	公	ひばりが丘保育園	石井 桂子	252-0003	座間市ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	046-255-6714	研修
33	綾瀬	私	つばみ保育園	三崎 たずる	252-1107	綾瀬市深谷中 5-20-48	0467-78-0641	0467-79-2908	理事・研修委員長
34	綾瀬	公	綾南保育園	武藤 初美	252-1114	綾瀬市上土棚南 1-4-17	0467-76-0030	0467-76-0072	総務副委員長
35	寒川	私	一之宮愛児園	岡本 政江	253-0111	高座郡寒川町一之宮 8-3-1	0467-75-0729	0467-75-3796	広報
36	愛川	公	中津保育園	林 綾子	243-0303	愛甲郡愛川町中津 544	046-285-0084	046-286-7986	調査研究
37	保育士会	公	城山乳児園	遠藤 文子	250-0045	小田原市城山 2-1-5	0465-34-3227	0465-34-0469	広報
38	保育士会	私	三和保育園	松本 美津江	238-0015	横須賀市田戸台 26	046-822-0479	046-822-0471	調査研究
39	保育士会	私	比々多保育園	高橋 直子	259-1104	伊勢原市坪ノ内 80-1	0463-93-1390	0463-95-4448	研修
40	顧問	私	上府中保育園	都築 融光	250-0215	小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	
41	相談役	私	岩瀬保育園	冨田 英雄	247-0051	鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	
42	監事	私	松林保育園	小川 晃	253-0012	茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	
43	監事	私	ふくざわ保育園	石野 美保子	250-0111	南足柄市竹松 636	0465-74-6573	0465-74-7052	

平成24年5月17日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

第56回全国保育研究大会における全保協会長表彰の  
推薦について（ご依頼）

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦」依頼が別紙の通りありましたので、「表彰等規定」および「推薦にあたって」をご参照頂きまして、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の表彰者名簿を添付します。

- 1 表彰の対象 別添表彰等規定のとおり  
ただし、県保育会の永年勤続表彰を受けていること
- 2 推薦枠 神奈川県全体 5人
- 3 推薦順位について  
候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。
- 4 推薦書締切日及び送付先  
平成24年6月8日（金）までに  
神奈川県保育会事務局までにご送付ください。

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会事務局

県保育会事務局

Tel045-311-8754 Fax045-311-1837

# 全国保育協議会会長表彰の推薦にあたって

## 1. 表彰の対象者

一施設に限らず、個人が保育所職員（保育士職に限らず）として、20年以上勤務していれば、表彰の対象になります。但し、平成24年4月1日現在において、現職でない（会員保育所に所属していない）場合は、対象外となります。

※育児休業及び介護休業期間についても勤続年数として加算を認めます。

## 2. 表彰枠

別紙「平成24年度全国保育協議会会長表彰者推薦枠数」参照

## 3. 表彰の対象外（表彰歴の確認）

以下の事項に該当される方は表彰の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 叙勲・褒章を受賞された方
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方
- (5) 法人役員（理事長兼所長など現職を兼務している場合は表彰の対象となります）

## 4. 勤続年数について

- (1) 認可保育所以外の施設に勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (2) 自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (3) 非常勤職員としての雇用期間は、常勤換算を行ってください。

（別添「全国保育協議会表彰規程」参照）

## 5. その他

- ・被表彰者名簿作成上必要となりますので、必ず「推薦順位」をつけてください。
- ・「功績概要」についても、必ずご記入ください。
- ・記入にあたっては、楷書ではっきりとご記入願います。
- ・お手数ですが、「推薦書」は必要枚数分をコピーしてご使用ください。



# 全国保育協議会表彰規程

## 第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、保育事業の推進に寄与し、その功績が顕著な者に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰し、または感謝を表することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 全国保育協議会会長表彰
- (2) 全国保育協議会特別感謝
- (3) 全国保育協議会顕彰

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は毎年全国保育研究大会において行う。

(表彰審査委員会)

第4条 本会に表彰審査委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、全国保育協議会会長表彰、特別感謝、顕彰について各都道府県・指定都市社会福祉協議会保育協議会長から提出された推せん書等により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

## 第二章 全国保育協議会会長表彰

(表彰の対象)

第5条 会長表彰の対象は、「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」に定める全国保育協議会会員保育所等の施設長または職員であり、当該年4月1日において次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 常勤職員として通算20年以上会員保育所等に勤務しているもの。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- (2) 保育協議会または保育士会の活動において功績顕著なるもの。
- (3) 現職のもの。

- 2 ただし、前号に規定する「対象のうち、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 叙勲、褒章、受章者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会長表彰を受けた者
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた者
- (5) 法人役員

(候補者の推せん)

- 第6条 候補者の推せんは、全国保育協議会会則第3条に定める都道府県・指定都市保育協議会ごとに行うものとし、各都道府県・指定都市保協会長またはこれに準ずるものが推せんするものとする。
2. 前号による推せん人数は、会員保育所数 50 か所まで1名とし、50 か所毎に1名増やすことができる。
  3. 当該年に全国保育研究大会を開催する都道府県・指定都市は前項の規定の2倍の数を限度に推せんすることができる。

### 第三章 全国保育協議会特別感謝

(特別感謝の対象)

- 第7条 本会協議員として2期(4年)以上協議員の任にあるものが退任した際に、特別感謝状を贈呈する。
2. なお、該当者が死亡された場合も同様とする。
  3. 第8条に示す全国保育協議会顕彰を受彰したものは除く。

### 第四章 全国保育協議会顕彰

(顕彰の対象)

- 第8条 顕彰の対象者は以下のものとする。
- (1) 全国保育協議会協議員として15年以上在任した者
  - (2) または同正副会長として10年以上在任したもの

附 則

平成21年3月13日 表彰等規程、感謝状に関する規程、顕彰に関する規程を統合し、一部改正

# 全国保育協議会会長表彰候補者推薦書

推薦順位 \_\_\_\_\_

平成 24 年 4 月 1 日現在

ふりがな					明治 大正 昭和	年	月	日生
氏 名								
ふりがな							職 名	
施設名 (勤務先)								
ふりがな								
施設の住所	〒							
	TEL				FAX			
勤続年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施 設 名	役 職			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月					
		現在に至る						
		(通算合計)		年 ヶ月				
功績の概要								
表彰歴								

※勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。また、非常勤での勤務の場合は役職の欄に（非常勤）と記入し、常勤の勤務期間として換算を行った年数を通算合計に反映させてください。

※本推薦書に記載された内容は、表彰審査、被表彰者名簿の作成等、全国保育協議会会長表彰に関わる用途に限り活用させていただきます。

一般社団法人 神奈川県保育会理事長 殿

平成 24 年 月 日

市町名 \_\_\_\_\_

推薦者職・氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

10

全国保育研究大会被表彰者名簿

推薦参考資料

表彰回	年度	氏 名		(敬称略)
22	9	井田喜美子 (伊勢原)	三留妙子 (三浦)	星野トヨ子 (相模原)
		大地澄子 (藤沢)	川口静江 (湯河原)	小澤博子 (山北)
		浅井敏子 (秦野)	林田カツヨ (横須賀)	真子典子 (横須賀)
		森下芙玖江 (綾瀬)	橋本幸子 (平塚)	川村和子 (海老名)
23	10	込山 茂 (小田原)	石川朋子 (愛川)	満田比呂子 (座間)
		新美臣江 (相模原)	門田敦子 (秦野)	岩本悦子 (大和)
24	11	荻野ミネ (南足柄)	末広良子 (横須賀)	筒浦百合子 (伊勢原)
		原 千漣 (平塚)	山本初美 (寒川)	吉住節子 (座間)
25	12	宮川照子 (平塚)	小川 晃 (茅ヶ崎)	渋谷清乃 (厚木)
		露木省子 (開成)	森屋茂子 (愛川)	安部朋子 (大和)
26	13	永野知子 (平塚)	小林祐子 (相模原)	関口 忍 (平塚)
		橋都広子 (座間)	広田修平 (横須賀)	草山 充 (秦野)
27	14	椎野絹子 (平塚)	服部トミ子 (海老名)	平岩陽子 (座間)
		浜田はる子 (横須賀)	関屋啓子 (綾瀬)	河野チヨセ (藤沢)
28	15	中山洋子 (座間)	山本幸子 (藤沢)	河島末江子 (茅ヶ崎)
		小峰照江 (横須賀)	田村真智子 (鎌倉)	横尾智子 (秦野)
29	16	小林勇次郎 (横須賀)	佐藤蘭子 (横須賀)	谷河淳子 (平塚)
		井上文子 (藤沢)	桐原みさ子 (寒川)	大矢敏代 (愛川)
30	17	高沢美智子 (大和)	遠山由美子 (座間)	白井美佐子 (平塚)
		川口和子 (藤沢)	宍戸澄代 (横須賀)	渡部貞江 (横須賀)
31	18	吉岡昌子 (大井)	池田紀子 (小田原)	石野美保子 (南足柄)
		大塚照子 (愛川)	大島陽子 (藤沢)	菱刈直美 (平塚)
		門松晴美 (湯河原)		
32	19	門田敦子 (南足柄)	阿部和子 (横須賀)	浜岡公枝 (大和)
		甘利和代 (愛川)	立石孝江 (厚木)	安藤多津子 (横須賀)
33	20	渡邊迪子 (座間)	津谷悦子 (藤沢)	猪狩イト子 (南足柄)
		鎌田初子 (秦野)	堀之内美津子 (平塚)	光武さとみ (逗子)
		金野直美 (藤沢)		
34	21	磯野タズ子 (座間)	青山文子 (鎌倉)	横尾芳子 (平塚)
		西村澄子 (大和)	小林俊子 (秦野)	木村アイ子 (愛川)
35	22	石塚康子 (座間)	近藤正代 (平塚)	鈴木恵美子 (大和)
		原智子 (愛川)	坂口紀恵 (横須賀)	
36	23	河野敦子 (座間)	中島利子 (小田原)	木藤美江子 (愛川)
		名川比呂美 (湯河原)	三橋幸恵 (中井)	

## 平成 24 年度新任保育士研修会開催要領

- 1 趣 旨 新任の保育士が、子ども達や保護者に信頼され、職場の良好な環境を自ら作りながら、安心して保育活動に取り組めるよう、職員として身につけるべき基礎的なことから学ぶ機会を設けました。また、子ども達にとってより良い、これからの保育園と家庭との連携や保育士に求められるものなどについて、幅広く考えます。
- 2 主 催 一般社団法人 神奈川県保育会
- 3 日 時 平成 24 年 7 月 9 日(月)午前 10 時から午後 3 時 30 分  
受付け 9 時 30 分から
- 4 会 場 神奈川県社会福祉会館 2 階 講堂  
横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel 045-311-8754
- 5 対 象 保育園の新任保育士及び経験 3 年程度までの保育士
- 6 定 員 120 人
- 7 参加費 会員 3,000 円 (昼食付)  
政令市 5,000 円 (昼食付)  
(1) 当日会場への持参可。  
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座を利用してください。  
<銀行振込>横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人神奈川県保育会 理事長 <sup>はぎわら</sup>萩原 <sup>けいぞう</sup>敬三  
<郵便振替>00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会
- 8 昼 食 会場に用意します。
- 9 日 程

時 間	研 修 内 容
9:30	受付け開始
10:00	開会、主催者あいさつ、オリエンテーション
10:15	講演 (仮題) 「新任保育士に求められるもの・保育園での大切な心得 ～保護者支援の考え方・効果的な対応方法」  講師 元田園調布学園大学副学長 小林 育子 先生
12:00	昼食・休憩
13:00	グループ討議・発表
14:30	休憩
14:50	講師からの総括・総評
15:30	閉会

## 平成24年度第1回保育園利用者相談室研修会開催要領

- 1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。
- 2 開催日時 平成24年7月23日(月)  
13時30分から16時45分まで
- 3 会場 神奈川県社会福祉会館 2階ホール  
横浜市神奈川区沢渡4-2  
Tel 045-311-8754
- 4 研修内容及び講師(予定)
  - (1) 研修テーマ 「対応困難な保護者心理と心構え  
～クレームを生む土壌と解決のポイント～」
  - (2) 講師 岩倉 拓氏(臨床心理士、聖マリアンナ医科大学・横浜国立大学  
非常勤講師)  
  
・著書 「スタートライン臨床心理学」「子どもの心理臨床  
～関係性を育む」など
  - (3) タイムスケジュール

13:00	受付け
13:30	開会、講師による講義
15:00	休憩
15:10	グループ討議
15:50	グループ発表
16:20	総評とまとめ
16:45	閉会
- 5 対象及び参加費、定員
  - (1) 対象
    - 相談室会員保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は無料
    - 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は  
有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)

神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

### 相談室研修会参加申込書 (24. 7. 23)

保育園名 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

平成 24 年 5 月 日

一般社団法人神奈川県保育会  
保育園利用者相談室会員 園長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

平成 24 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について(通知)

新緑の候、保育園利用者相談室の会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により、利用者の満足を図りながら、保育の質の向上を図るとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

何かとお忙しいところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、「保育園利用者相談室規程」において、相談室会員の責務として、「相談室会員は、相談室が実施する研修会等に積極的に参加するほか、相談室の実施事業に協力しなければならない。」と定められておりますので、全会員の積極的なご参加をお願いいたします。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754



平成 24 年 5 月 日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

平成 24 年度第 1 回保育園利用者相談室研修会の開催について(通知)

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により、利用者の満足を図りながら、保育の質の向上を図るとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

なお、保育園利用者相談室に加入していない保育会会員の皆様方にも、有料で参加できることといたしておりますので、別添開催要領をご覧の上、積極的なご参加をお願いいたします。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

全国保育協議会 協議員各位  
ブロック保育協議会 会長各位  
都道府県・指定都市保育協議会 会長各位  
都道府県・指定都市保育士会 会長各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
(公印略)

「全国保育研究大会 平成 25～27 年度 全国共通研究テーマ」ならびに  
「平成 25～27 年度 全国保育研究大会 ブロック別の分科会意見発表分担」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、弊会全国保育研究大会に係る「平成 25～27 年度 全国共通研究テーマ」ならびに「平成 25～27 年度 全国保育研究大会 ブロック別の分科会意見発表分担」について、平成 24 年 4 月 27 日に開催の「第 56 回全国保育研究大会 第 1 回大会運営委員会」にて別紙のとおり決定いたしましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、各ブロックおよび都道府県・指定都市保育協議会（保育組織）におかれましては、共通研究テーマについて研究をすすめていただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 【参考】

##### 1. 平成 24 年度「第 56 回全国保育研究大会（沖縄大会）」について

###### (1) 研究・発表テーマ

平成 22～24 年度の 3 か年で設定したテーマに基づくものです。

###### (2) 開催要項、参加申込書等の送付時期

会報「ぜんほきょう」6 月号に同封して、6 月上旬に会員保育所へ直送いたします。

###### (3) 開催日程等

平成 24 年 11 月 14 日(水)～16 日(金)の 3 日間

メイン会場は、沖縄コンベンションセンター（宜野湾市）

##### 2. 本大会の今後の開催予定について

###### (1) 平成 25 年度（第 57 回）平成 25 年 10 月 9 日(水)～11 日(金)

愛知県 名古屋国際会議場 【東海・北陸ブロック】

###### (2) 平成 26 年度（第 58 回）平成 26 年 11 月 12 日(水)～14 日(金)

秋田県 秋田県民会館 【北海道・東北ブロック】

###### (3) 平成 27 年度（第 59 回）開催月日は調整中

山口県 【中国ブロック】

#### 【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局担当：大元、山本

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4F

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

		<p>ども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず」とあるが、この「支払いを受けることを努めた」ことの具体的事例はどのような想定か。</p> <p>②「地方税の滞納処分の例」とは、具体的にどのような内容、手続き、段階等を経るものか。</p>	<p>②10日間を期限とする自治体からの督促後、支払いが無い場合は支払い能力に関して財産調査（任意ならびに強制含む）を経て、差し押さえ処分まで行える。</p> <p>差し押さえ後、行政が当該物品をお金に換えて、施設設置者へ支払う。</p>
4	用途地域内の建築物の制限	<p>建築基準法改正案の「用途地域等内の建築物の制限」別表第二において、総合こども園は「工業地域内に建築しても良い」こととなっているが、そのとおりか。地方公共団体の長等がこの制限について猶予をもつことが他の法律上で示されているか。</p>	<p>保育所は、現状でも工業地域に建築して良く、現状の取り扱いと何ら変更はない。</p> <p>工業地域といっても、サイエンスパークのように研究所が複合的に集まっているもの該当する。</p> <p>なお、指摘の地方公共団体の長の権限については存在し、地方公共団体の長が認めれば建築可能である。</p>
5	土地および建物に係る登録免許税の扱い	<p>私立の総合こども園、こども園たる保育所ならびに届出保育施設において、関連する事項は、非課税と理解して良いか。</p>	<p>税制要望事項として位置づけられるが、制度施行までの年数をふまえ、24年度において決定しないこととなっている。</p> <p>ただし、現行税制をふまえて検討すべきものであり、保育所が総合こども園に移行しても現行税制は踏襲されるものであると理解している。</p>
6	子育て支援コーディネーター	<p>関連する内容は、法文上に記載があるか。</p>	<p>児童福祉法改正案の第24条⑤に記載の内容が、子育て支援コーディネーターに近い記載である。具体的内容は、政省令等で示す。</p> <p>(参考：児童福祉法改正案の第24条⑤)</p> <p>市町村は、第二項の規定による調整及び要請並びに第三項の規定による奨励及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。</p>

※この他、「保育所という名称の継続使用は可能」との説明があった。

子ども・子育て新システム関連法案に係る厚労省からの説明事項について

2012.04.27

※全保協より厚労省保育課へ、本年3月末に国会提出された新システム関連3法案に関する事項照会を行った。

※下記は、平成24年4月27日(金)の全保協常任協議員会にて、照会項目について厚労省保育課から口頭で説明のあった内容を、全保協事務局にて整理したもの。

1. 子ども・子育て支援法案

整理 No.	照会事項	照会の内容 (注：子=子ども・ 子育て支援法案、総 =総合子ども園法 案、整=整備法案)	厚労省保育課からの説明（概要）
1	用語の確認 (3/2決定の「基本制度」に出現していない用語の確認)	<p>(1)子：第7条：届出保育施設、居宅訪問型保育の意</p> <p>(2)子：第7条：「教育」と「保育」の意。 「保育」に「養護と教育」が包含されていることの整理〔24年1月31日、基本制度第20回WT、【資料2】子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)(説明資料)〕と、子ども・子育て支援法案第7条に規定の「教育」との整理はどのようにされたか。</p>	<p>(1)届出保育施設 改正案児童福祉法第59条1項に規定された、いわゆる「これまで認可外施設で、今般、都道府県知事へ指定の届出をして指定された施設」のこと。 居宅訪問型保育 改正案児童福祉法第6条の三⑩に規定された「保育を必要とする乳児・幼児・児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業」のこと。児童福祉法の居宅訪問型保育事業を指定・給付対象とするための名称的な整理。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法案第7条3項で「保育」の定義がされ、そこには「児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう」と記載。 児童福祉法改正案の同条項(第6条の3第7項)における記載で、「保育(養護及び教育(第39条の二第1項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう」と定義づけている。 子ども子育て支援法案における「保育」は児童福祉法における保育であり、それは養護と教育を行うことを意味するものである。また、子ども・子育て支援法案第7条2項における「教育」とは、いわゆる学校教育のことを指している。教育基本法第6条1項に規定の法律で定める学校で行われる学校教育以外の教育を含んだ「養護と教育」が保育であるという整理。 なお、法文構成上のルールで、最初に用語が現れた箇所にその用語の定義を記載するため、「一時預かり」の項目に「保育」という用語が記載されていても、「保育」を「一時預かり」に限定する意味合いではない。今般のケースでは、「保育」の用語が最初に現れたのが「一時預かり」に関する条文であったため、法文構成上のルールに則ってこのようになっている。</p>

<p>1 (続き)</p>	<p>用語の確認 (3/2 決定の「基本制度」に出現していない用語の確認)</p>	<p>(3)子：第 11 条：① 特例こども園給付費、② 特例地域型保育給付の意</p> <p>(4)子：第 19 条：指定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育・保育、特例保育の意</p> <p>(5)子：第 30 条：1 項二の特別利用地域型保育、3 項の特定利用地域型保育の意</p>	<p>(3)、(4)、(5) 指定教育・保育</p> <p>子：第 19 条の「指定教育・保育」は、第 27 条に定義され、指定を受けたこども園で提供されるこども園給付の対象となる教育もしくは保育を言う。</p> <p>特例こども園給付費</p> <p>本来はこども園給付を受けるべきところ、各種事情で受けられない際に代替的に受けた特例的な給付を指す。具体的には、</p> <p>「子：第 28 条一」・・・「本来受けるべき給付の支給認定前に緊急その他やむを得ない理由」で指定教育・保育を受けた際、その全額を一時的にも利用者負担としないための給付。</p> <p>「二」・・・子ども・子育て支援法案第 19 条第 1 項第 1 号で認定を受けた子ども（学校教育部分のみを利用する子ども[現状でいえば幼稚園利用の子ども]）が、地域の事情で幼稚園や総合こども園が存在しない場合に、やむを得ず保育所または届出保育施設（指定のみ施設）で受ける教育（特別利用保育）に対して給付されるもの。</p> <p>「三」・・・3 歳以上の保育が必要な子ども（子：第 19 条 1 項 2 号の認定）が、地域の事情で、総合こども園が無い場合に、指定こども園たる幼稚園で受ける教育・保育（特別利用教育・保育）に対して給付されるもの。</p> <p>また、子ども・子育て支援法案第 19 条第 1 項第 3 号で認定を受けた 3 歳未満の保育を必要とする子どもについて、3 歳を超えれば同条同項第 2 号の認定に切り替わった際、地域事情で施設が無く、3 歳未満時に利用していた保育所（本来は 3 歳未満児のみ対象）を引き続き利用（特別利用教育・保育）することにも適用。</p> <p>特例地域型保育給付</p> <p>原則、3 歳未満児の子どもが、緊急その他やむを得ない事情で指定地域型保育を受けた際や、地域の事情で総合こども園が無い場合に利用した指定地域型保育に対して給付されるもの。上記、特例こども園給付と同様に、</p> <p>「一」 上記同様に緊急を要した利用の際の給付</p> <p>「二」 子：第 19 条 1 項 1 号の認定で学校教育部分のみを必要とする子が、やむを得ず 3 歳未満児を対象とする事業所を利用（特別利用型地域保育）した際の給付</p> <p>「三」 3 歳以上で保育を必要とする（子：第 19 条 1 項 2 号認定の）子が、上記「二」同様の利要をする際の給付</p> <p>「四」 離島において指定教育・保育や指定地域型保育の利用確保が困難な際に利用する「特例保育」に給付されるもの。</p>
-------------------	---	---	--

		(6)第 63 条:「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の後段の“支援”の意	(6) 都道府県は、市町村の事業計画を支援する役割からの記載。
1 (続き)	用語の確認 (3/2 決定の「基本制度」に出現していない用語の確認)	(7)子：附則第 10 条:保育緊急確保事業の意	消費税関連法案において、税率引き上げは 2 段階（平成 26 年 4 月に 8%、同 27 年 10 月に 10%）とされている。 当該事業は、26 年 4 月の時点で、50 人以上の待機児童がいる地域における、小規模保育等の先行的な事業実施を指す。8%の引き上げ段階で保育の受け皿を増やす意味合いもある。 なお、対象地域は、旧児童福祉法第 56 条の「特定市町村」だけでなく、それ以外の市町村（人口減少地域等）も対応可能とする。このことで子どもが少数の地域でも保育事業の継続を担保したい。
2	支給認定	(1)子:第 20 条 7 項:却下の具体的運用と、利用を排除することの影響如何  (2)子：第 21 条→認定期間の考え方  (3)子：第 22 条→支給認定保護者からの労働または疾病にかかる届出の頻度と有効期間  (4)「措置入所・利用」については、児童福祉法改正案第 24 条④をもって対応されていると理解してよいか。	(1)保護者が市町村へ保育認定申請をした後、いつまでも認定待ちをすることは、かえって保護者と子どもに不利益（給付を受けれない状態）となることから、30 日の期限を設定した。 認定申請 30 日以内に申請に対する処分がないことを市町村の申請却下とみなす子ども・子育て支援法案第 20 条 7 項の規定を設けることで、保護者側から行政不服審査を行いやすくする救済プロセスの意味もある。  (2)認定期間は、3 年間を基本とする方向で検討中。今後詳細に検討するが、制度上、3 歳未満と 3 歳以上で区切っていることからその考え方としたい。 なお、子ども・子育て支援法案第 19 条第 3 項（3 歳未満児の保育を必要とする子）から、同条第 2 項（3 歳以上の保育を必要とする子）への認定申請については、3 歳を超えた時に保護者があらためて申請手続きをするのではなく、市町村が職権での認定変更も可能とする方向にしたい。  (3)現状、年 1 回の「現況届」を保護者に行ってもらっていることから、同様としたい方向。  (4)見込のとおり（照会のとおり）。

3	こども園給付費の額	子：第 27 条 3 項の一：「地域等を勘案」の地域区分の考え方	「地域区分」の設定は、現在の保育所運営費における整理をベースとしたい方向であるが、経営実態調査もふまえて対応したい。
4	こども園における教育の提供時間	子：第 27 条 1 項について、第 19 条 1 項第 1 号の支給認定子どもが、総合こども園にて教育(学校教育)部分のみを受けることが発生する意か	幼稚園から総合こども園へ移行したケースで、学校教育だけではない子どもの利用を想定したもの。
5	指定更新に係る要件	子：第 31 条：内容の詳細、基本制度との整合	<p>市町村は、子：第 19 条 1 項で認定した子どもの区分ごとの数に基づいて定員を算定する。需要が供給を上回っている場合は、原則として指定される。逆に、供給が需要を上回っている場合、</p> <p>子：第 31 条第 5 項では、いわゆる学校教育部分について、設置者から指定申請がなされた際、その供給が需要を上回っている際に需給調整＝指定しないことができる規定である。</p> <p>例えば、地域内に学校教育を必要とする子どもが 100 人いるケースで、すでに学校教育部分に 150 人分の供給があり、新規に学校教育部分の指定申請があれば過当競争になるため、指定しないことができる。</p> <p>また、学校教育部分のみが供給過剰の地域内で、ア) 3 歳未満児の保育部分に 50 名分、イ) 3 歳以上の学校教育部分に 50 名分、ウ) 3 歳以上の保育部分に 50 名分という新規申請をした場合、イ) の部分がすでに供給過多であるため、イ) の学校教育部分のみ指定しないことができる。</p> <p>同様に、同条第 6 項は 3 歳以上の保育部分の需給調整に係る規定である。届出の指定のみ施設(届出保育施設)も需給調整の対象となる。同条第 7 項は 3 歳未満児の保育部分に係る規定である。需給調整の対象は、総合こども園・届出保育施設・保育所。</p>
6	応諾義務	子：第 34 条：「正当な理由がなければこれを拒んではならない」について、「基本制度(平成 24 年 3 月 2 日、少子化社会対策会議決定)」の「6 新システムにおける行政が関与した利用手	<p>「特別な事情」とは、例えば、夜間保育を希望する場合や、重度障害児の利用希望があった際、その時点において受入れができない態勢であることをもって、やむなく利用を断ることができる」と整理している。</p> <p>この場合、市町村は、受け入れ先の紹介・あっせん・利用要請で利用を支援する。</p> <p>一方で、受け入れ拒否が乱用されては困るので、利用要請に設置者は協力しなければならない規定を、子：43 条第 2 項に規定し、設置者が要請に応えない場合は指定取消もありうることとなる。</p>

		<p>続(1)契約方式②公的契約」に記された『ウ その他特別な事情がある場合』の具体的内容はどうか整理されたか。</p>	
7	<p>勧告・命令等</p>	<p>子：第40～41条、第52～53条→勧告・公表・命令・指定取消し・指定効力停止の段階の具体(1項の期限の具体的日数、公表が勧告に従わなかった後で行われること、3項の是正命令の期限の具体的日数等)</p>	<p>たとえば、職員の人員について必要員数から欠けていたとしても、1日で直ちに是正せよと命令を出すものではない。1ヵ月で直すべしとの勧告をするなどが想定される。</p> <p>勧告に従わない場合は法的な対処となるが、いずれも合理的期間をもたせることになる。ケースバイケースでもあり、具体的運用は今後詰めていく。</p>
8	<p>あつせんと利用要請の判断基準</p>	<p>子：第43条：「その他必要と認められる場合」とは、具体的にどのような状況と想定されているか。</p> <p>※児童福祉法改正案の第24条③に記載の「勧奨・支援」の具体的内容はどのように想定しているか。</p>	<p>障害や養育の状況をふまえて判断することとなる。基本的には、現行の運用(勧奨)と同様となる方向。</p>
9	<p>業務管理体制の整備</p>	<p>子：第56条→定員区分等に拠る業務管理体制内容の差異の具体と届出時期</p>	<p>介護保険事業と同様にする方向である。</p> <p>(参考) 介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39による業務管理体制整備に関する届出</p> <p>ア) 指定又は許可を受けている事業所等の数が100以上の場合：①法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(法令遵守責任者)の選任、②業務が法令に適合することを確保するための規定(法令遵守規程)の整備、③業務執行の状況の監査を定期的を実施</p> <p>イ) 事業所等の数が20～99の場合：上記の①および②</p> <p>ウ) 事業所等の数が20未満の場合：上記の①のみ</p>



10	情報の報告及び公表内容及方法	<p>子：第 59 条→必要な情報の範囲、施設において公表する際の方法、知事への報告頻度、知事による公表の方法（7 項の「配慮」の具体）</p> <p>※総：第 7 条 7 項七号との整合はどのように整理されるか？</p>	<p>設置者は、都道府県知事へ報告し、都道府県知事その内容を公表する。</p> <p>公表項目は、今後、政令、内閣府令等で定めることとするが、想定しているのは、「理念、施設の運営方針」、「内容、特徴」、「保育教諭 1 人あたりの担当する子ども数」、「職員の保有する免許の状況」、「常勤・非常勤職員の割合」、「経験年数」、「定員超過時の選考基準」、「上乗せ徴収の内容と額およびその理由」などである。</p> <p>なお、適合設置法人（総：第 7 条）とは、株式会社ならびに NPO を指し、会社法で求められている必要書類（貸借対照表・損益計算書・事業報告書等）の扱いを準用する予定。</p>
11	地域子ども・子育て支援事業	子：第 60 条：保育認定こどもの意	本条第 1 項は、延長保育に係る定義づけを行ったもので、その利用をする子どもについて「保育認定子ども」と定義。なお、この定義は、この号だけの略称。
12	基本指針	<p>子：第 61 条：法案内容と総合こども園保育要領との繋がり・方向性はどうか。</p> <p>検討時期としては、法成立後、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施可能とされる国の子ども・子育て会議での検討となるのか、それ以前に、こども指針 WT の再開となるのか。</p>	法成立後、平成 25 年 4 月 1 日以降に国が設置する「子ども・子育て会議」で基本指針について議論していくこととなる。その基本指針を踏まえながら、総合こども園保育要領も議論されていくことになる。
13	国の子ども・子育て会議	<p>子：第 75 条：委員 25 名以内の選定について、これまでの 3 つのワーキング構成員の状況をふまえて行われるか。その場合、選定の考え方はどのようなになるか。</p> <p>委員の任命について「のうちから、内閣総理大臣が任命する」となってい</p>	子ども・子育て支援法案第 75 条 2 項に記載されたすべての分野（左枠内「 」に記載の分野）から任命されることを想定している。

		<p>るが、75条に記載された「子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者」のすべての分野から委員が任命されるのか、上記「 」内に記載された種のすべてではなく、その中から選ばれる=上記「 」内に記載されたすべての分野から委員が任命されないことがあるのか。</p>	
14	<p>地方における子ども・子育て会議</p>	<p>子：第78条：子ども・子育て会議を設置しない場合において、意見を聴く場としての「その他の合議制の機関」としてみなす範囲と、その構成者の範囲の設定はどうか。</p>	<p>次世代育成支援行動計画策定に係る会議や協議会、ならびに地方において設置されている児童福祉審議会などを想定している。</p> <p>構成者については、子：第31条2項に記載の「子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者」と想定している。ここには事業者も位置付けられる。</p> <p>なお、「必要な事項は市町村／都道府県の条例に拠る」ことについて、条例制定にあたっての国からの技術的助言も含む対応は検討中である。</p>
15	<p>施行期日</p>	<p>子：附則第1条の施行期日等に関する記載の意</p>	<p>①新システムの「施行期日」</p> <p>消費税法の附則第一条第三号に掲げる施行の日は、平成27年10月1日。</p> <p>消費税法施行の日の属する年は平成27年で、その翌年4月1日までに政令で定める日であるから、28年4月1日に政令を定めるのが基本と考えている。</p> <p>②消費税法改正法の公布日から実施可能な事項</p> <p>附則第12条に記載の</p> <p>(ア) 子：31条の「指定こども園を市町村長が指定すること」</p>

			<p>(イ) 子：44 条の「地域型保育給付に係る指定」  (ウ) 子：62 条の「市町村新システム事業計画の策定」  (エ) 子：63 条の「都道府県新システム事業計画の策定」  (オ) 子：附則第 13 条の「政令で定める経過措置」</p> <p>③平成 25 年 4 月 1 日から実施可能な事項</p> <p>(ア) 子：第 73 条～78 条に記載の「国の子ども・子育て会議」の設置・運営や、市町村／都道府県合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置や運営（新システムの施行準備のため）</p> <p>(イ) 附則第 3 条・・・国や地方自治体が行う「保育の需要及び供給の状況の把握」</p> <p>(ウ) 附則第 11 条・・・子：第 73 条にある「国の子ども・子育て会議」において、子：第 27 条に規定のこども園の指定基準等をはじめとする新システムに関する各種基準の内容等について意見を聴くこと</p> <p>(エ) 附則第 12 条のうち次のこと。ただし、市町村／都道府県合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の意見を聴く部分に限定。  子：第 31 条に規定された、子：第 27 条に規定の「こども園の指定」、子：第 44 条に規定された子：第 29 条 1 項に規定の「地域型保育の指定」、子：第 62 条の「市町村新システム事業計画策定の準備」、子：第 63 条の「都道府県新システム事業計画策定の準備」</p>
16	総合こども園への移行期間の考え方	子：附則第 7 条：公立・私立の保育所に関する移行期間の相違について、記載内容と、その考え方	<p>保育所（3 歳未満児のみを保育するいわゆる旧乳児保育所を除く。）については、一定期間（公立：10 年、私立：3 年）後に全て総合こども園に移行となる。</p> <p>公・私立で移行期間の差異を設定する理由は、次の 2 点。</p> <p>①公立施設の設置に係る手続きを考慮</p> <p>公立保育所は、各自治体の設置条例に基づき設置されている。総合こども園への移行に際しては、公立保育所設置条例を廃止したうえで、公立総合こども園の設置条例を制定し、認可が必要となる。</p> <p>地方議会で条例の設定が 2 度必要となる公立特有のプロセスを考慮するとともに、自治体によっては、国政と相反する議会構成となっていることも多いことも加味している。</p> <p>②各自治体内の移行状況を見極めた対応</p> <p>公立保育所は減少傾向ながらも 1 万カ所あり、地域の保育におけるセーフティネット。民間保育所や幼稚園の総合こども園への移行動向も見極めた対応ができるようにとの</p>

			<p>考え。</p> <p>具体的には、3歳未満児の施設が足りないならば、現存の公立保育所が総合こども園になるのではなく「0-2歳を対象とした保育所となる」選択肢もある。もしくは、「総合こども園へ移行する」こともある。</p> <p>新システム事業計画の期間がワンクール 5年でもあることも含んでいる。</p>
--	--	--	---

## 2. 総合こども園法案

整理 No.	照会事項	その内容 (注：子=子ども・子育て支援法案、総=総合こども園法案、整=整備法案)	厚労省保育課からの説明（概要）
1	「保育」の定義  保育を必要とする子どもの定義と保育の用語の整理	<p>(1)総：第2条：「教育」と「保育」の整理について。</p> <p>(2)総：第2条5項の定義において、「保育を必要とする子ども」は児童福祉法第6条の三第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいうとされているが、当該改正案児福法の条項は『家庭的保育事業=家庭的保育者による保育』について記されていると見受け、この整合はどのようになっているか。</p>	<p>(1)「保育」にかかる定義は、子ども・子育て支援法の場合と同じである(本紙1ページの1. (2)①を参照)。</p> <p>この法律における「教育」とは、教育基本法第6条第1項に規定の「法律に定める学校において行われる教育」であり、「保育」とは、児童福祉法第6条3第7項に規定している「養護および教育」である。なお、保育の定義である「養護と教育」における「教育」とは、3歳以上の幼児への「学校教育」以外の教育として規定している。</p> <p>(2)本紙1ページの1. (2)①と同様に、法文構成上のルールで、最初に用語が現れた箇所にその用語の定義を記載するためのもの。</p> <p>指摘の内容たる、「保育を必要とする子どもが家庭的保育事業の対象として限定的に規定される」ことではない。</p> <p>詳細に言えば、総：第2条5項の「保育を必要とする子ども」の定義が、「児童福祉法第6条3第9項第1号(家庭的保育事業に関する条文)」に規定する乳児・幼児をいう」と記載されているのは、家庭的保育事業に関する条文中に「保育を必要とする子ども」についての記述がこの法律の中で初めて現れるため、法文構成上のルールにより、当該部分で「保育を必要とする子ども」を、子：第19条1項2号に記載された「保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児」としての定義づけを行っているものである。</p>

	総合こども園の教育及び保育の目標等	(3)総：第3条：現行の保育所保育指針との整理について。 ※今後、総合こども園保育要領が検討される際、第3条の一から五は教育であって、保育は六のみという法文上の構成を参照して整理がなされてしまうのか。	(3)総：第3条に「教育及び保育の目標」として記載された「一～六」のすべてが「保育」に含まれるものと整理している。
2	総合こども園設置者の要件	総：第6条：一の「資金及び必要な財産」の具体的内容はどうなるか。	今後、総合こども園の設置基準を決める際に、その内容を整理する。 その際、認可を満たす水準は、安定性の点から、社会福祉法人の設置の際に求める内容と同様のものとするか検討している。
3	剰余金の配当	(1)総：第7条：4項第四号「剰余金の配当」は、同条4項において「当該事業年度における収入の額の総額に政令で定める割合を乗じて得た額を限度とする」とあるが、この考え方及び参照する指標等は何か。  (2)総：第7条：4項で、ただし書きの前の用途充当範囲の記載部分に関し、剰余を同項第三号に記載の、同一の適合設置法人が設置または実施する指定こども園および指定地域型保育事業へ充当した後、さらに、当該指定こども園および指	剰余の取り扱いについては、総：第7条1項で区分経理を求め、第2項では剰余が出た際には積立金として整理せよとなっている。  (1)配当の記載に関して、社会福祉法人においては、借入金について、元本償還とともに利払いを行っている。 一方、株式会社では資金の調達において、株式を発行し、株主へ配当を行っている。 総：第7条：4項第四号に関する額（配当額）の設定は、上記社会福祉法人の利払いの平均水準程度を上限とすることで整合性がとれるように検討中である（平均的な利払い水準として、金利が1%であれば、配当率も同様に1%程度で設定する）。  (2)総：第7条1項で求める区分経理により、同一企業内で会計をまたいで資金移動があっても明瞭となる。それにより、透明性の確保を担保することが必要であり、悪質な利益の付け替えは、定期的な市町村の監査でチェックされ、きちんと対処される。 また、※印で指摘のあった内容についても、指定基準上に明記する。

		<p>定地域型保育事業からの配当や繰り出しに法的規制が無いことをもって、総合こども園における残余が結果的に流出することが想定できないか。その規制を行う法文はどこに記載されているか。</p> <p>※指定こども園及び指定地域型保育事業者の運営段階において繰り入れや剰余金の配当に関する法的規制を行わないものの、他事業会計との区分会計を求めるとする記載は、子ども・子育て支援法に関連の条文を記さずに省令で定めるのか。</p>	
4	職員	<p>総：第9条：</p> <p>①次の職員の要件はどう整理されるか（職務の位置づけではなく）。</p> <p>「園長」、「副園長」、「教頭」、「主幹保育教諭」、「指導保育教諭」、「助保育教諭」、「講師」</p> <p>②看護師について</p> <p>ア) 養護教諭に並ぶものとして、看護師の扱いが法案上記載がないのはどのような整理か。</p>	<p>①園長について特段の要件を設定することは無い。</p> <p>ただし、園長が保育教諭として業務にあたる際は、保育士資格と幼稚園教諭免許があることになる。</p> <p>参考までに、総合こども園で必置となる職員は、「園長」「保育教諭」「その他の職員たる調理員」（学校医等の委嘱含）であり、それ以外は「設置できる」こととなる。</p> <p>②養護教諭は、幼稚園に係る法文上の規定と同様の位置づけで記載している。養護教諭には養護教諭免状が必要となる。資格要件を設定している職員については、資格を保有しない職員がその業務にあたった際には罰則が伴う。</p> <p>看護師の配置については、少子化社会対策会議決定の「子ども・子育て新システムに関する基本制度」中、「6. 恒久財源の確</p>

<p>4 (続 き)</p>	<p>職員</p>	<p>イ) 看護師を置く場合、養護教諭の設置をどう考えるのか。 ウ) 「基本制度」で記された看護師の施設への配置との関係は、どう整理されたのか。</p> <p>③第2項の「その他の職員」の具体的な範囲はどうなるのか。</p> <p>④第12項に「養護教諭は、園児の養護をつかさどる。」とあり、第10項には「保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる」とある。 保育教諭は、養護をつかさどらないという整理か。保育で実施している養護の関係についてどう整理されるのか。 また、3歳未満児に対する養護との違いについて、どう整理されるのか。</p> <p>⑤第19項の「助保育教諭」「講師」は、配置基準上の職員としてどのように算定するのか。また、第10条4項では、幼稚園助教諭臨時免許状を持つことが規定さ</p>	<p>保」の「必要な事項」として、病児・病後児保育の充実（看護師等の施設への配置を含む）の項目と関連して記されており、恒久財源を得たうえで優先順位をつけて対応していく事項として位置づけられているものであるため、法案上は記載されていない。 実際に看護師の配置に関しては、病児・病後児保育の基準等設定を見すえ、今後検討・対応をはかる。</p> <p>③調理員を指す。 自園調理については省令で規定されるものであり、かつ、調理員は総合こども園においては他の職種と異なり、法文上に資格要件も記されない（罰則規定もない）ので、省令で規定されることとなる。</p> <p>④「養護教諭」は「園児の養護をつかさどる」のであって、保育をつかさどらない。「保育教諭」は「保育たる」養護と教育をつかさどるものである。 「養護教諭」は、学校教育法を根拠として設置されているものであり、学校教育法と同じ位置づけとなる「総合こども園法」においてもこれを設置するものである。 基本は3歳以上の子どもに対して、必要に応じて保育教諭とも連携をしつつ養護をすすめていただくものである。 ※「養護教諭」は必置でなく「置くことができる」職員として規定。</p> <p>⑤「助保育教諭」ならびに「講師」の資格要件として、幼稚園教諭免許と保育士資格の双方を有することが前提であり、配置基準に含み得るようにする方向。 どのように算定するかは今後、省令で定めることとなる。</p>
------------------------	-----------	---	---

		<p>れているが、保育士登録は不要か。</p> <p>⑥調理員に係る記載が無いのはどのような整理か。栄養教諭（管理栄養士？）の配置をもって対応するという事か？</p>	<p>⑥自園調理については省令で規定されるものであり、かつ、調理員は総合こども園においては他の職種と異なり、法文上に資格要件も記されない（罰則規定もない）ので、省令で規定されることとなる。</p>
5	学校保健安全衛生法の準用	<p>総：第 21 条：</p> <p>①学校保健安全衛生法第 6 条の学校安全衛生基準と、現行の保育所に課せられる基準との整合・整理はどうか。</p> <p>②学校保健安全衛生法第 7 条に係る保健室の設置は、今後定められる基準上でどのような扱いを想定しているか。</p> <p>③学校保健安全衛生法第 19 条の臨時休業について、保護者の就労状況を鑑み、現実的な運用をどう考えているか。</p>	<p>①本件に係る基準は告示事項であるので、今後、検討することとなる。</p> <p>②保健室は、保育所における医務室と目的が同じものであるから、現状以上に特段の準備を要することが無いようにする方向で検討中である。</p> <p>③学校保健安全衛生法の準用の仕方や範囲は、省令で示す。その内容は、制度施行までに検討・整理する。</p>



6	保育教諭等の資格の特例	<p>総：附則第5条：</p> <p>①1項の「登録」について、保育士登録者にはあらためての「登録」が必要である意か？</p> <p>②資格の移行に関して「教育職員免許法」の改正案附則の内容も含めて、整理された図表もしくは詳細な解説を示していただきたい。</p>	<p>あらためての登録は不要である。</p> <p>なお、保育教諭は幼稚園教諭免許ならびに保育士資格の双方を有することとなるが、移行期間として制度施行後5年間は、片方の免許・資格でも従事可能とする。</p> <p>5年間の間に、講習や研修等で単位を取得いただくこととなる旨を、いわゆる「整備法」に位置づけられている「教員職員免許法改正案」の中に記した。</p> <p>研修等の時間数や単位数はこれから詳細に検討していく。</p> <p>なお、取得にあたり、保育士資格のみ有する現任の方については、勤務経験年数等により幼稚園教諭免許の取得単位を軽減する仕組みをもって取得をしやすい方向となるよう検討中である。</p> <p>それでも両免取得が進まないようであれば、施行後5年を目途とする法の見直し検討規定(附則第2条)の中で対応していくことも可能性としてある。</p> <p>原則は、5年間で両方の免許を有するようにしていただく。</p>
---	-------------	---	--

### 3. その他

整理 No.	照会事項	その内容 (注：子=子ども・子育て支援 法案、総=総合こども園法案、 整=整備法案)	厚労省保育課からの説明(概要)
1	教育委員会の関与	<p>(1)「基本制度(平成24年3月2日、少子化社会対策会議決定)」の「9 施設の一体化」の(4)の⑤「地方公共団体の長と教育委員会の関係」に記された項目については、子ども・子育て支援法案ならびに総合こども園法案に関連の記載があるものでなく、整備法としての「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正をもって対応しているとの理解で良いか。</p> <p>(2)上記の場合、次の項目について説明をいただきたい。</p> <p>①改正案の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法と記載)第23条第二号、三号、五号、</p>	<p>根拠は、見込のとおり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正である。</p> <p>教育委員会の所管に属する範囲は、公立学校(施設)のみが対象となる。</p> <p>したがって、私立は教育委員会の所管には属さないため、※印で懸念の私立への影響は排除される。</p>

		<p>十号にある「教育委員会の所管に属する学校」の範囲はどのようになるか。その範囲を定めた条文等はあるか。</p> <p>※範囲が私立の総合こども園へ及ぶ場合、私立総合こども園の財産の管理や人事に介入可能となる懸念</p> <p>(3)具体的な関与の内容について記載された条文等は、次の理解で良いか。</p> <p>①地教行法：改正案 27 条の二 → 公立総合こども園について、教育課程に関する基本的事項の策定等については、教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>②地教行法：改正案 27 条の三 → 教育委員会が必要と認めるときは、公立総合こども園の事務の管理及び執行について、当該総合こども園を設置する地方公共団体の長に意見を述べることができる。</p> <p>③地教行法：改正案 27 条の四 → 教育委員会は、上記①②に関し、必要な資料提供やその他の協力を、管内地方公共団体の長に求めることができる。</p> <p>④地教行法：第27条の五 → 公立・私立に関わらず、総合こども園に関する事務の執行・管理をする際に地方公共団体の長が必要と認めるときは、管内教育委員会に対し、学校教育の専門的</p>	<p>見込みのとおり。</p> <p>私立については、一部、助言・指導ができるが、基本部分はすべて自治体の首長が権限を有することとなる。</p>
--	--	--	--

		<p>事項に限り、助言・指導を求めることができる。</p> <p>※「学校教育の専門的事項」とは何か？その規定は、法文上に記されているか。</p>	<p>「学校教育の専門的事項」とは、整備法に位置づけられた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案第 19 条の 3 に記載のとおり、学校たる総合こども園における「教育課程、学習指導その他学校教育に関する」事項である。</p>
2	質の引き上げ	<p>(1)「基本制度（平成 24 年 3 月 2 日、少子化社会対策会議決定）」で示された次の事項は、法律内のどの部分に関連の記載となるか。</p> <p>■ 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳児を中心とした配置基準の改善</li> <li>・ 病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実</li> <li>・ 地域支援や療育支援の充実</li> <li>・ 給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。）等</li> </ul> <p>■ 総合的な子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実 等</li> </ul>	<p>「基本制度」には、法律に位置づけられるものだけでなく、政省令や交付要綱に記載されるものや、さらには運用上の記載も含まれている。</p> <p>したがって、詳細は今後検討していくこととなる。行わないから記載をしていないということではない。</p>
3	利用料の徴収	<p>行政が関与した利用者負担の強制徴収については、改正案児童福祉法の第 56 条の⑩において、定められている。</p> <p>①「保育所又は総合こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもって、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は総合こ</p>	<p>見込みのとおり、改正案児童福祉法の第 56 条の⑩において、「代行徴収」を位置づけている。</p> <p>①設置者（事業者）から、保護者に対する支払いの催促や督促を想定している。</p>

第56回全国保育研究大会（沖縄大会、平成24年度） 参加者目標数

都道府県 指定都市 名	会員保育所数 (平成23年度の確定数)			参加者 目標数 ※下記参照	前年度 参加者数 (横浜大会)
	公立	私立	計		
北海道	257	466	723	59	54
青森県	31	407	438	42	35
岩手県	150	178	328	25	33
宮城県	198	128	326	22	26
秋田県	95	149	244	19	23
山形県	92	124	216	17	24
福島県	196	104	300	20	22
茨城県	177	300	477	38	22
栃木県	181	104	285	19	11
群馬県	115	291	406	34	57
埼玉県	427	362	789	57	26
千葉県	370	273	643	45	36
千葉市	60	45	105	7	33
東京都	406	788	1,194	99	61
神奈川県	115	183	298	24	60
横浜市	96	258	354	30	357
川崎市	68	64	132	9	44
相模原市	25	50	75	6	16
新潟県	427	263	690	47	33
山梨県	142	100	242	17	18
長野県	474	109	583	34	18
静岡県	212	294	506	40	40
富山県	185	119	304	21	35
石川県	175	188	363	27	37
福井県	149	125	274	19	16
岐阜県	280	79	359	21	15
愛知県	778	384	1,162	77	68
三重県	243	185	428	30	21
滋賀県	120	140	260	20	14

都道府県 指定都市 名	会員保育所数 (平成23年度の確定数)			参加者 目標数 ※下記参照	前年度 参加者数 (横浜大会)
	公立	私立	計		
京都府	18	97	115	10	16
京都市	25	226	251	23	11
大阪府	70	568	638	60	33
大阪市	32	20	52	3	9
兵庫県	104	307	411	35	10
神戸市	67	128	195	16	29
奈良県	99	95	194	14	9
和歌山県	147	45	192	11	31
鳥取県	89	53	142	9	11
島根県	71	184	255	21	12
岡山県	201	205	406	30	30
広島県	256	176	432	30	25
広島市	88	83	171	12	14
山口県	141	179	320	24	22
徳島県	140	80	220	15	16
香川県	121	86	207	14	29
愛媛県	209	109	318	21	25
高知県	89	98	187	14	25
福岡県	128	396	524	54	60
北九州市	22	137	159	22	8
福岡市	13	165	178	25	18
佐賀県	38	156	194	25	24
長崎県	51	374	425	47	6
熊本県	165	407	572	56	23
大分県	76	200	276	31	17
宮崎県	68	291	359	40	22
鹿児島県	87	327	414	45	25
沖縄県	123	258	381	46	86

	公立	私立	計	参加者 目標数	前年度 参加者数
合計	8,982	11,710	20,692	1,678	1,901
開催ブロック	771	2,711	3,482		

※参加者目標数は、「会員公立保育所数×0.05+会員私立保育所数×0.1」で積算

開催地の沖縄県は15名加算、その他九州ブロック内の各県・市は8名加算

平成24年5月吉日

保育園園（所）長 様

神奈川県保育士会  
会長 遠藤文子

### 第1回研修会の開催について（ご案内）

新緑の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育士会の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、標記研修会を裏面開催要領のとおり開催いたしますので、貴職の保育士（パート及び臨時職員含む）事務員・調理員・栄養士・看護師等の皆様方のご参加につきましてご案内いたします。

なお、お手数ですが、準備の都合もございますので、5月31日（木）までに下記様式により本会事務局宛てファックス又は郵送で申し込んで下さい。

問い合わせ先  
事務局 県保育士会 議 部  
電話 045-311-8757  
Fax 045 (311) 1837

6月9日（土） 第1回研修会参加申込み 月 日

所在地 保育園（所）名	市・町	電話	( )
参加者			
参加費	名分	円	

平成24年 5月

各 施 設 長 様

神奈川県保育士会  
会長 遠藤 文子

平成24年度 研修会について（通知）

日ごろ、当保育士会の運営につきましましては、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、当保育士会、NPO法人アレルギーを考える母の会と神奈川県次世代育成課が「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業の一環として、次により平成24年度研修会を開催いたしますので、ご案内いたします。

- 1 日時 平成24年7月21日（土）13時～ 開場・受付 13時30分 開会
- 2 会場 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館 2階ホール 電話 045-311-1421
- 3 内容 『保育所における食物アレルギー児の対応について』
- 4 対象者 保育士（パート及び臨時職員含む）・事務員・栄養士・調理員・看護師等
- 5 参加費 無 料
- 6 プログラム

時 間	内 容
13時00分	開場・受付
13時30分	開会・挨拶
13時40分	講 師：長谷川 実穂 氏 (国立病院機構相模原病院 臨床研修センター 管理栄養士)
14時30分	休憩
14時40分	講 師：今井 孝成 氏 (昭和大学病院小児科 講師)
16時10分	エピペンの実習及び質疑応答
16時50分	閉会



横浜駅西口下車・徒歩約10分

問い合わせ先

神奈川県保育士会事務局 磯部

電話 045-311-8757 ファクシミリ 045-311-1837

神奈川県次世代育成課

保育・待機児童対策グループ 岡野

電話 045-210-4663 ファクシミリ 045-210-8857

NPO法人アレルギーを考える母の会 園部、長岡

電話 090-3220-4425 ファクシミリ 045-362-3106

平成24年5月吉日

保育園園（所）長 様

神奈川県保育士会  
会長 遠藤 文子

### 第1回研修会の開催について（ご案内）

新緑の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育士会の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、標記研修会を裏面開催要領のとおり開催いたしますので、貴職の保育士（パート及び臨時職員含む）事務員・調理員・栄養士・看護師等の皆様方のご参加につきましてご案内いたします。

なお、お手数ですが、準備の都合もございますので、5月31日（木）までに下記様式により本会事務局宛てファックス又は郵送で申し込んで下さい。

問い合わせ先  
事務局 県保育士会 議 部  
電話 045-311-8757  
Fax 045 (311) 1837

6月9日（土） 第1回研修会参加申込み 月 日

所在地 保育園（所）名	市・町	電話	( )
参加者			
参加費	名分	円	

平成24年5月

各 施 設 長 様

神奈川県保育士会  
会長 遠藤 文子

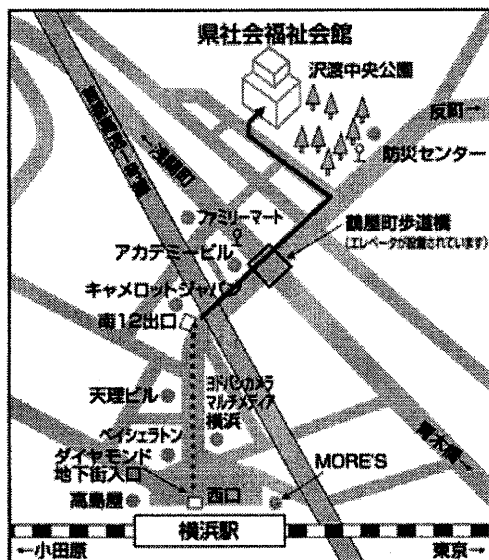
平成24年度 研修会について（通知）

日ごろ、当保育士会の運営につきましましては、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、当保育士会、NPO法人アレルギーを考える母の会と神奈川県次世代育成課が「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業の一環として、次により平成24年度研修会を開催いたしますので、ご案内いたします。

- 1 日時 平成24年7月21日（土）13時～ 開場・受付 13時30分 開会
- 2 会場 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館 2階ホール 電話 045-311-1421
- 3 内容 『保育所における食物アレルギー児の対応について』
- 4 対象者 保育士（パート及び臨時職員含む）・事務員・栄養士・調理員・看護師等
- 5 参加費 無 料
- 6 プログラム

時 間	内 容
13時00分	開場・受付
13時30分	開会・挨拶
13時40分	講 師：長谷川 実穂 氏 (国立病院機構相模原病院 臨床研修センター 管理栄養士)
14時30分	休憩
14時40分	講 師：今井 孝成 氏 (昭和大学病院小児科 講師)
16時10分	エピペンの実習及び質疑応答
16時50分	閉会



横浜駅西口下車・徒歩約10分

問い合わせ先

神奈川県保育士会事務局 磯部

電話 045-311-8757 ファクシミリ 045-311-1837

神奈川県次世代育成課

保育・待機児童対策グループ 岡野

電話 045-210-4663 ファクシミリ 045-210-8857

NPO法人アレルギーを考える母の会 園部、長岡

電話 090-3220-4425 ファクシミリ 045-362-3106



平成25年度～27年度全国保育研究大会  
ブロック別の分科会意見発表分担

ブロック名 研究テーマ	北海道・東北			関東			東海北陸			近畿			中国			四国			九州		
	平成25年	平成27年 (秋田県 開催)	平成27年	平成25年	平成28年	平成27年	平成25年 (愛知県 開催)	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年 (山口県 開催)	平成25年	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年
1. 新たな時代の保育実践～すべて の子どもにむけて～		○			○	○	○			○			○		○						
2. 配慮を必要とする子どもや家庭へ の支援にむけて	○			○	○	○				○											○
3. 保育者の資質向上を図る		○		○		○				○					○						○
4. 地域の子育て家庭への支援の充 実にむけて	○			○		○				○					○						○
5. 家庭や地域との連携による食育 の推進		○		○		○				○					○						○
6. 子どもより良い育ちにむけた開 係機関とのネットワーク		○		○		○				○					○						○
7. 保育の社会化にむけて ～保育の意みをいかに一般社会に 発信するか～			○		○	○				○					○						○
8. 公立保育所の使命と地域社会での 役割			○		○	○				○					○						○
平成25年度～27年度割当数合計	8			18			8					11			8						14

【分担割当での考え方】

- (1) 1～8の各研究テーマについて、従前どおり、毎年3ブロックからの発表。
- (2) 割当数8以上のブロックは、8つある各研究テーマについて、1つ以上の割当振り。  
※割当数8つ未満の場合は、1～8のテーマについて毎年1つずつ割当り当てとなる。
- (3) 割当数8未満のブロック(四国)は、過去の割当り当てテーマをふまえて設定。
- (4) 割当数8以下のブロックは、3か年のうち1年分の割当り振りとなり(例:「3つ-3つ-2つ」や「3つ-2つ-3つ」)、当該ブロックで開催される年の割当り当てテーマが必ず3つの年になるよう設定(表中、黄色網掛けの部分)

25

県保育事業大会意見発表分担表(案)

2012.5.17

区分	施設数	過去実績		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
		第22～34回	第35～44回	43	44	45	46	47	48	49	50
湘南地区	111	33	16								
横須賀市	31	6	4		○		○		○		○
鎌倉市	18	2	3	○		○		○			○
藤沢市	29	5	3			○		○		○	
茅ヶ崎市	22	3	4		○		○			○	
逗子市	5	2	1						○		
三浦市	4	1	1					○			
葉山町	2										
西湘地区	104	53	23								
平塚市	31	6	4			○		○		○	
小田原市	29	5	5		○	○	○		○		○
秦野市	19	8	5			○		○			○
南足柄市	5	3	2	○			○				
中郡	5	2	2							○	
足柄上郡	5	2	2	○					○		
足柄下郡	10	3	3		○				○		
県央地区	84	43	21								
厚木市	20	2	3		○			○			○
大和市	9	5	2			○			○		
伊勢原市	11	4	3	○			○			○	
海老名市	13	1	4		○			○			○
座間市	17	5	3			○			○		
綾瀬市	5	1	2				○			○	
寒川町	3	1	3	○							
愛川町	6	2	1				○				
保育会役員		1	2		○						
民間保育所経営 問題専門委員会			3	○						○	○
給食問題研究委員会			2								
県保育士会			10	○	○	○	○				
合計	299			8	8	8	8	7	7	7	7

[割振り等の考え方]

- 1 施設数10か所以下の市町は3～4年毎に、11～20か所の市は2、3年ごとに、21～の市は2年毎に分担することを原則とし、毎年の発表件数を平均化するため若干の調整をしてあります
- 2 この分担予定は最小限のものであり、これ以外の自主的な研究発表が期待されます。
- 3 研究発表テーマは、関ブロ・全国大会の各年度ごとの本県分担テーマとの整合性が取れるよう配慮して決めて頂くことが望まれます。

平成 24 年 5 月 10 日

神奈川県保育会会長 殿

神奈川県環境農政局総務部  
かながわ農林水産ブランド戦略課長

平成 24 年度版 食育取組事例集の作成について (依頼)

本県の環境農政行政の推進につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、地域で行われている様々な取組みを紹介し、食育推進の参考としていただくため、昨年度ご協力をいただきました「食育取組事例集」の最新版を作成することになりました。

については、お忙しいところ申し訳ありませんが、別紙様式 1 「取組事例調書」に新たな取組等をご記入の上、6月29日(金)までに電子メール、FAX等にてご回答くださるようお願いします。(ご回答いただく事例の数は3つ以内としてください。)

様式はメールでお送りできますので、下記のアドレスあてご連絡ください。

なお、該当がない場合は、ご回答は不要です。

昨年度版 食育取組事例集はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6848/p21714.html>

※ 県トップページ→「かながわの食育」→「食育取組事例集」

送付先・問い合わせ先

消費推進グループ 古川

電話 045-210-1111 内線4048

ファクシ 045-210-8854

電子メール [furukawa.3ap@pref.kanagawa.jp](mailto:furukawa.3ap@pref.kanagawa.jp)

### 取組事例調書

作成者

所 属		氏 名	
電 話		F A X	
メールアドレス			

[取組名 (キャッチフレーズ)]		[実施主体名]
[取組内容]		
実施時期、対象、実施場所、実際回数他、分かる範囲で記載してください		
実施主体の概要	実施主体の説明及び活動目的・設立・会員数など	
実施主体の連絡先	住所 電話 F A X メールアドレス ホームページアドレス など (公表不可の場合はその旨記載してください)	

[備考]
------

※ 写真などがある場合は、データを添付してご提出ください。  
※ 事例ごとに1葉としてください。

## 取組事例調書(記載例)

作成者

所属		氏名	
電話		FAX	
メールアドレス			

<p>[取組名 (キャッチフレーズ)]          小学生農業体験講座          (地域の子ども達に農業体験を)</p>	<p>[実施主体名]          JA〇〇</p>
<p>[取組内容]</p> <p>(1) 農家ホームステイ (平成10年から毎年実施)          対象: 地域の小学生 (5、6年生) 計20名          内容: 地域の農家にて1泊2日のホームステイ体験及びその農家における農業体験 50人程度          実施時期: 8月中旬          実施回数: 1回</p> <p>(2) こども農作業体験          対象: 地域の小学生 (4年生以上) 各回70人程度          内容: 田植え体験 (5月) 稲刈り体験 (9月)          田植えの際には地域の農家と一緒に「さなぶり」行事を楽しむ          稲刈り後は餅つきを実施</p> <p>最近の実績 (平成〇年)          (1) 計55名 27軒の農家に2人 (1箇所は3人) がホームステイ          (2) 田植え体験74人          稲刈り体験76人          生産者及びJA職員計12名</p>	
<p>実施主体の概要</p>	<p>JA〇〇 昭和××年設立          正組合員数 550人          本取組みには、ホームステイは25軒の生産農家が協力している</p>
<p>実施主体の連絡先</p>	<p>JA〇〇 本所 営農部 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇          電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇          FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇          メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇          ホームページアドレス <a href="http://www...">http://www...</a>          (取組みの様子を掲載しています)</p>

〔備考〕

別添 ホームステイ写真、募集時のチラシ

※対象は市内の子どものみとしています

※写真などがある場合は、データを添付してご提出ください。

※事例ごとに1葉としてください。

平成24年度「県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員  
との連絡協議会」開催要領(案)

- 1 趣 旨 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成24年7月25日(水) 13:30～19:30  
(13:00～ 受付)
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン  
横浜市西区北幸1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)  
横浜駅西口より徒歩5分  
(「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南12番出口左側)
- 5 出席者 県・市町児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 6 次 第
  - (1) 連絡協議会 13:30～17:15 (4階 「フェアウインドⅠ」)
    - 議題 「(仮題)子ども・子育て新システムについて」
      - ・講演 (講師については交渉中)
      - ・質疑応答、意見交換会
    - その他
  - (2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30 (4階 「フェアウインドⅢ」)
- 7 その他
  - 今回から、参加費用等を次のとおりとさせていただきます。

・連絡協議会 会場、資料代	1,000円
・情報交換・懇親会 参加費	4,000円

平成 24 年 4 月 27 日

「平成 24 年度 第 1 回大会運営委員会」にて決定

〔平成 24 年 5 月、全国保育協議会〕

## 全国保育研究大会 平成 25~27 年度 全国共通研究テーマ

### 主 題

すべての人が

子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして

保育・子育て支援を取り巻く状況は、今日大きな転換期を迎えようとしています。

国では「子ども・子育て新システム」の検討が進められ、その結果として「子ども・子育て新システム基本制度」が平成 24 年 3 月 2 日の少子化社会対策会議で決定されました。これを受けて同年 3 月末には、関連の 3 法案（「子ども・子育て支援法案」「総合こども園法案」「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備に関する法案」）が国会に提出され、審議が進められようとしています。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）の都道府県等への条例化にむけた動きも、平成 24 年 4 月 1 日の法施行により都道府県等において本格化しています。

保育・子育て支援関係者は、こうした制度改革の背景となった状況やその内容を適切に把握するとともに、養護と教育の実践の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを広く社会にアピールする必要があります。

また、すべての子どもが保育の対象となる方向性で検討が進むなか、さらには保育所をめぐる雇用環境も大きく変化している状況下で、保育従事者全体の資質向上のあり方を考えていく必要があります。

このような背景をふまえ、平成 25 年度～27 年度までの全国保育研究大会に向けた全国共通テーマを設定いたしました。ブロック、都道府県・指定都市保育協議会、各保育所におかれましては研究活動を深めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【全国共通研究テーマについて】

全国共通研究テーマとして、全保協の将来ビジョン(平成 21 年 3 月)に基づく 5 つのカテゴリー（①子どもの育ちを保障する、②子育てライフを支援する、③多様な連携と協働をつくる、④子育て文化を育む、⑤子育て・子育ちを支援する仕組みをつくる）と、23 の具体的アクションをもとに、以下に示す 8 つのテーマを設定します。

全国保育研究大会における各ブロックの研究発表は、別紙「ブロック別意見発表分担」のとおりです。平成 25 年度から 27 年度の全国保育研究大会に向け、研究テーマに基づいた研究活動にお取り組みいただくようお願い申し上げます。

【カテゴリー1】

## 子どもの育ちを保障する

保育所の大きな役割は、子ども自身が自ら持っている発達する力を生かし、側面的に支援することをおして、その子どもの発達を保障することにあります。子どもの発達支援を中心に据えた保育を展開するために、質の高い保育について研究を深め、また、その保育を実践する人材の育成、研修の充実に取り組みます。

### (1) 保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する

- ①質の高い保育のあり方について研究をすすめ、実践につなげます。
- ②自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめます。
- ③利用者の個別ニーズに対応したきめ細かな保育を提供します。

#### 研究テーマ① : 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

幼保一体化をはじめとする今日の保育をめぐる動きでは、保育の対象が「保育に欠ける」から「すべての子ども」へ広がる方向に検討されています。さらに保育所には、保育とともに学校教育としての位置づけも求められようとしています。

保育所では、これまで保育所保育指針にもとづき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめてきました。

本テーマでは上記実践のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きのなかで大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

#### 研究テーマ② : 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

保育所においては、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加が指摘されてきています。また保護者自身が生活面など何らかの課題をもち、子育てに困難が生じるケースも増えています。

本テーマでは、こうした子どもや保護者に対する保育所としてのかかわり方、あるいは保育従事者としていかに寄り添い、支援をおこなうべきかについて、研究を深めます。

### (2) 保育者の資質向上を図る

- ④保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。
- ⑤施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。
- ⑥研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくります。



### 研究テーマ③ : 保育者の資質向上を図る

保育所における今日状況として、就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や、職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、保育をめぐる新たな制度も見すえた流れのなかで、今後保育利用者のいっそうの多様化がすすむことが想定されます。

本テーマでは、保育所内外の研修や情報共有のあり方、保育士の自己評価など、保育所職員の資質向上にむけた効果的な実践、さらには今後保育従事者にもとめられる資質向上のあり方について研究を深めます。

【カテゴリー2】

## 子育てライフを支援する

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、子どもと家庭を一体的に捉えて、その家庭を支援することが必要です。保育所は、多様化する働き方と子育て家庭のニーズに応えるための機能を充実し、子育て支援の拠点として、すべての子育て家庭を対象とした支援を展開します。

### (1) 保育所を利用する保護者への支援を充実する

- ⑦子どもを生み育てることへの不安を解消するための機能を発揮します。
- ⑧家庭との密接な連携による子育て支援に努め、子育てにとともに取り組みます。

### (2) 地域子育て家庭への支援を充実する

- ⑨子育ての喜びや楽しさを実感できる支援を行います。
- ⑩すべての保育所が地域子育て支援を展開します。
- ⑪保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援を強化します。

### 研究テーマ④ : 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられています。

一方で地域のつながりが弱まるなか、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが、とくに重要な取り組みとなっています。

本テーマでは、地域子育て支援における保育所の役割や、保育従事者に求められる知識や技術の習得、保育所のもつ機能をいかに地域支援に活かしていくかなど、地域の子育て家庭に対する支援のあり方について、研究を深めます。

### 研究テーマ⑤： 家庭や地域との連携による食育の推進

乳幼児期の食育の推進は、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。そして食に関する家庭との相互理解、さらには地域子育て家庭にむけた食育実践や地域の食文化継承などの視点から、保育所のみならず家庭や地域との連携のもとで実践を進めることが必要となります。

さらに保育所では、自園調理の意義や有用性、食物アレルギーをもつ子どもへの対応も大きな課題となっています。

本テーマでは、保護者、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食をとおした保育実践のあり方などについて研究を深めます。

【カテゴリー3】

## 多様な連携と協働をつくる

子育て不安や児童虐待への対応等、子どもと子育て家庭への支援は、地域社会を基盤として多面的に取り組みを充実していくことが大切です。保育所は、さまざまな機関・組織・団体や住民が連携・協働して地域の保育機能を高めるための中心的存在として、役割を果たします。

- (1) 子育て支援のネットワークの中で保育所の役割を発揮する
  - ⑫地域を基盤とした子育て支援ネットワークの充実を図ります。
  - ⑬小学校等との連携を深めます。
  - ⑭保育所が中心となった地域子育ての協働活動を展開し、子育て支援の総合的な拠点となります。
- (2) 地域の保育機能を強化する
  - ⑮地域の実情を把握し、子育て家庭を支援する資源や連携を充実します。

### 研究テーマ⑥： 子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク

子どものより良い育ちにむけ、保育所、小学校さらに中学校との連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえる視点として重要です。

また、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性のなか、各地域の保育施策の充実化にむけ、保育関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築もいっそう大切となります。

さらには、児童虐待予防、病児・病後児保育など、保育所単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもってすすめるべき取り組みは多くあります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにむけた、多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所が果たすべき役割などについて研究を深めます。

## 子育て文化を育む

子どもを対象とした犯罪や虐待の増加など、子どもたちをめぐる深刻な課題が増えています。次世代を創造する子どもをかけがえのない存在として愛しみ、価値を認め、子どもや子育てに多くの人が関心を持ち、私たちの未来を創造していく子どもたちを社会全体で育てていく子育て文化を、保育所が拠点となって地域社会に発信していきます。

### (1) 子育てへの関心を高める

- ⑯ 子どもと地域の人びととの接点づくりに取り組みます。
- ⑰ 地域住民に保育所への理解を深めてもらう取り組みをすすめます。

### (2) 子育て文化につながる活動を広げる

- ⑱ 子育て支援活動への参加のきっかけをひろげ、子育てコミュニティの創造をめざします。
- ⑲ 老若男女が関わる子育て文化の掘り起こしや、子育て活動支援の開発や普及に取り組みます。

### 研究テーマ⑦ : 保育の社会化にむけて ～保育の営みをいかに社会に発信するか～

少子化や核家族化がすすむなか、社会における人と人、とくに子どもとおとながつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心低下につながっています。こうしたなか、子育て家庭や保育関係者にかぎらず、すべてのひとが子どもや子育てに関心をもつ取りくみが、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりにむけて大切です。

本テーマでは、保育所の地域にむけた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて、研究を深めます。

【カテゴリー5】

## 子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

わが国の家族関係の給付のGDPに占める割合は 0.81%と諸外国のなかでもとても低い水準です。こうした環境を改善するとともに、日本の未来の社会を担う子どもを中心に、子どもたちが豊かに育つ環境を社会全体が支えていく仕組みについて研究・提言します。

### (1) これからの保育制度についての研究をすすめる

- ⑳保育所の役割・機能について研究を行います。
- ㉑これからの保育制度についての研究・提言を行います。

### (2) 社会連帯による子育て支援の仕組みづくりをすすめる

- ㉒国・地方自治体との連携を深め、保育・子育て支援の仕組みづくりをすすめます。
- ㉓子育て支援の仕組みづくりのための世論形成をすすめる提言を行います。

### 研究テーマ⑧ : 公立保育所の使命と地域社会での役割

保育・子育て支援の今日的な流れにおいては、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性であり、保育の質やその実践において地域間格差が進むことが懸念されます。

本テーマでは、地域全体の保育の質の向上にむけた公立保育所の意義や役割意識の普及、保育行政機関でもある公立保育所の特性を活かした具体的実践のあり方などについて研究を深めます。